

法人处罚の在り方(一)

—将来の立法の選択肢—

大　　谷　　實

一　序　　論

一 問題の所在

(1) 両罰規定の見直し　法人の处罚の在り方については、公害など法人の業務活動に伴つて生ずる有害な事態が深刻になってきた昭和三〇年代から、立法当局及び学界において重大な関心が寄せられてきたが、法人の犯罪能力をめぐる学説の対立などが原因となって論議が下火になり、未解決のまま今日に至つたことは周知の事実である。ところで、法務大臣は、平成二年九月一七日に開催された法制審議会一一回会議において、同審議会に対し、先の第一二〇回通常国会で成立した「罰金の額等の引き上げのための刑法等の一部を改正する法律」の法律案要項とともに、財産刑をめぐる基本問題についても併せて諮問した。法制審議会はこの諮問を受けて「財産刑検討小委員会」を設け、同小委員会は数項目に整理して平成二年一二月から検討を開始したのであるが、その検討事項のなかに両罰規定の在

り方も含まれており、そこで法人処罰の在り方も検討されることになつて いたのである。

こうした状況の下で、平成三年の夏にいわゆる証券不祥事が発生し大きな社会問題となつたのであるが、この事件に関連して、国会等において現行の両罰規定では法人等に対する罰金額が低過ぎ、刑罰としての効果が十分上がっていないのではないかとの指摘がなされ、法人の処罰を重くする制度を導入すべきであるとする意見が有力となつてきたのである。他方、いわゆる日米構造協議において、独占禁止法の改正問題が取り上げられ、公正取引委員会において両罰規定に関する見直し作業が開始された。このような新しい事態に当面して、財産刑検討小委員会では、その緊急性にかんがみ両罰規定の在り方について優先的に検討することとされ、集中的に審議がなされた結果、平成三年一月に「両罰規定の在り方について」小委員会の意見がまとまり、同年一二月二日に開催された法制審議会刑事法部会にその検討結果が報告され、原案通り了承されたのである（山本和昭「両罰規定における業務主に対する罰金額と行為者に対する罰金額の連動の切り離しについて」判例時報一四〇二号三頁〔平四〕参照）。

(2) 本稿の目的 了承事項である「両罰規定の在り方について」は、法人等に対する罰金刑の引き上げを狙いとするものである。そのために同了承事項は、現行法の両罰規定の枠内で、法人等に対する罰金刑の多額と行為者に対する罰金刑の多額の連動を切り離すことが可能であるか否かを検討し、その結果、両罰規定の沿革、業務主処罰の根拠を検討することによつて、法人の犯罪能力に関する立法上の手当てをしなくても、現行法の下で「切り離し」は可能であるという結論に達している。これによつて、両罰規定における業務主と行為者との連動（リンク）の問題は解決したことになり、約六〇年間にわたつて続いてきた両罰規定は根本的にその趣旨が改められたと言つてよく、今回の了解事項のもつ意味は極めて大きい。

しかし、これによって法人処罰の在り方の問題がすべて解決したわけではない。理論的な問題としては、法人の処罰根拠や犯罪能力の問題、実際上の問題としては、法人の行為責任と監督責任の区別の問題、法人犯罪として処罰すべき範囲の問題などが残されている。筆者は、たまたま法制審議会刑事法部会委員として、また、財産刑検討小委員会の委員として審議に参加した者であるが、小委員会の検討に先立ち、平成元年度の法務省調査委託「法人処罰の在り方」を受け、法人処罰研究会（代表・大谷。研究会員 同志社大学教授 濑川 晃氏、徳島文理大学助教授 奥村正雄氏、京都学園大学専任講師 川本哲郎氏、同 青木紀博氏、同志社大学非常勤講師 松原久利氏）を結成して調査に当たり、平成三年四月に調査報告書を提出した。そこで、両罰規定の見直しの時期に当たり、法人処罰の在り方について研究会で得られた結論を整理して発表することは有意義であると考え、敢えて本誌に調査結果を掲載する次第である。

二 調査の対象・方法

(1) 対象 法人処罰の立法問題が本格的に論じられるようになったのは、昭和五〇年代に入つてからである。すなわち、法制審議会が改正刑法草案においては法人処罰規定を設けず引き続き検討すべき事項としたことから、昭和五一年六月に法務省は、「現代の要請に適合した刑法の改正を考える場合には、法人処罰に関する規定を刑法に取り入れるかどうかは別として、刑法改正の一環として法人処罰の問題点を検討する必要があるものと思われる。ただ、法人処罰は、法人の犯罪能力の有無や刑法上の責任主義との関係、また法人を処罰する犯罪の類型、処罰の要件、処

罰の内容等をどうするかなど、複雑かつ困難な問題を多数含んでいるので、更に検討を続けることとしたい」として、法人処罰の検討継続を公式に表明したのである（法務省・刑法全面改正についての検討結果とその解説七四頁〔昭五一〕）。

このようにして法務省は、刑事局に法人処罰に関する小委員会を設置して検討を続け、昭和五一年には第二次検討結果をまとめた。それ以降、立案関係者の法人処罰に関する研究成果が法律雑誌をにぎわし、法人処罰の立法問題が、我が国で初めて本格的に論じられるようになつたのである。

(2) 方法 右のような事情にかんがみ、本調査においては、法務省の検討開始以後すなわち昭和五〇年代以降の学界・実務界における立法上の提案について調査を進めることとした。調査の方法としては、大きく法人の犯罪能力否定論と犯罪能力肯定論に分け、そのそれぞれの立法上の提案を調査・検討する方針を採った。いずれの立場も、法人に対する刑事政策の必要性を認める点では一致していると思われるからである。

三 法人に対する刑事政策とその立法問題の概観

ここで法人犯罪として把握しようとするものは、法人または代表者のいる団体の業務活動として、その機関または従業者が行う犯罪をいう。公益法人であると営利法人であるとを問わないが、実際上は法人企業の業務活動に付随して発生する犯罪が中心となる。ところで、これまでにも法人犯罪に関する研究は多数発表されているが、現行の両罰規定の存在を前提として、法人が処罰される根拠及び処罰の範囲如何といった解釈論が主流を占め、法人犯罪の抑止のために課すべき制裁ないしその処罰の在り方といった法人犯罪に対する刑事政策は、ほとんど論議されなくてこなか

つたのである。

法人犯罪が新たに刑事政策上の問題として脚光を浴びるようになったのは、「現代社会において、個人の活動をはるかに越える法人の活動が広く承認され、今日のように公害犯罪、独禁法犯罪のほか詐欺・横領・贈賄といった刑法上の犯罪にまで法人の違法行為が顕著になってくると現行の両罰規定による法人处罚はほとんど無意味になっている」
〔藤永幸治「法人处罚に関する立法上の諸問題」〕からである。すなわち、法人犯罪に対する新しい刑事政策の必要性は、①現代社会においては法人の社会的活動が広く承認されるに至っていること、②法人の業務活動に関連する犯罪が顕著になってきたこと、③現行両罰規定による法人处罚は無意味になってしまっていることの三点を根拠として提唱されたのである。

法人犯罪に対する新しい刑事政策は、現行の両罰規定に対する批判を起点として主張されている。すなわち、現行法は、法人の有害な活動を抑止する方法として、両罰規定に基づく刑事制裁（罰金）を採用してきたのであるが、この両罰規定は、①法人に対する科刑を行為者の行為責任とリンクさせていたために、自然人である行為者の違反行為に対する法定刑の最高罰金額以上の罰金を法人に課すことができないこと、②両罰規定によって处罚される犯罪の種類が限られており、本来法人の業務活動の一環として行われる贈賄罪のごとき刑法犯については適用することができないことなどから、法人犯罪の抑止力の観点からはほとんど無意味であるとされてきたのである。さらに、両罰規定は、③過失推定の明文規定を持つていてもとそうでないものとの両者を含んであるといった規定形式上の不統一、④両罰規定を設けるべきか否かの基準が不明確であることなど、形式・内容上の問題点を含んでいることなどが指摘されてきたのであり、これらの指摘はいずれも否定しがたい事実である。

このようにして、今日においては、両罰規定における法人処罰の法定刑を大幅に引き上げることによって両罰規定を維持する余地が残されているという見方があるというものの中森喜彦「法人の刑事責任」[Law School五一号三七頁(昭五七)、西田典之「団体刑事罰」芦部他編・基本法学21「八一頁(昭五八)など]、法人犯罪について従来の両罰規定で対処しようとする立場はほとんど姿を消したといってよいであろう。しかし、法人犯罪に対する制裁ないし処罰の在り方の問題になると、学説は複雑に対立するのである。そこで以下では、法人処罰ないし制裁のあり方に関する立法論を概観することにしよう。

四 立法論の概観

本論に入る前に、昭和五〇年代以降に展開された立法論の概観を試みておきたい。その際に、まず注意しておきたいことは、現行の両罰規定による法人处罚を修正して、法人自身を法的制裁の対象にする必要があるということについては、現在学界ではほとんど争いがないという点である。それゆえ、両者の対立は本質的なものとはいひ難いが、しかし、法人处罚の在り方については、依然として根本的な対立が見られるのである。すなわち、犯罪能力否定論は、両罰規定の問題点を踏まえつつ、法人に対する制裁としては、ドイツの秩序違反法の認める過料(Gelbusse)が最も妥当であるとする立法論を展開するのである。一方、犯罪能力肯定論は、当然のことながら法人犯罪の刑事政策を刑法の枠内で実現しようとする。

ところで、両罰規定の欠陥を克服するためには、①法人处罚を自然人たる機関ないし従業者の行為責任から解放すること、②法人犯罪に対する制裁を独自のものにすることなどを必要とするのであるが、これらの問題を一挙に解決

する方策は、従業者の行為を法人自身の行為として独立に処罰することにある。この問題に関しては、①法人の業務に関する行為者のうち、いかなる者の行為を法人の行為とするかという行為主体の問題、②いかなる行為をもって法人自身の行為とするかという行為態様の問題、③法人の行為を独立に処罰するとした場合、両罰規定で認められる監督責任をどうするかという法人の行為責任と監督責任との関係の問題があり、それぞれにつき見解の対立を生ずるのである。更に、立法政策的問題としては、④法人処罰の対象とすべき犯罪の範囲、⑤法人犯罪に対する制裁の内容などの論点があり、これらをめぐても見解の対立が見られるところである。このようにして、以下においては、それぞれの代表的な見解とその学界における地位を明らかにし、併せて、法人処罰の在り方について立法論を展開することとしたい。

二 犯罪能力否定論の立法的提案

一 否定論の現状

犯罪能力否定論は、①犯罪は人間の意思に基づく行為でなければならず、法人は観念的な存在でありそれ自体としての行為も意思も有しないから、犯罪を行うことは不可能である、②刑法上の責任は倫理的な非難可能性であるから、倫理的な実践の主体でない法人に刑法上の責任を負わせることはできない、③刑罰は、責任に基づく精神的な作用を意図する制度であり、このような刑罰の作用を法人に与えることはできない、④現行法上の刑罰は自由刑が中心であり、罰金刑についても納付されない場合の換刑処分として労役場への留置が定められており、自由の拘束ということ

が観念できない法人の犯罪能力が認められないのは当然である、⑤法人を処罰すれば、違反行為を現実に行つていなければ法人その他の構成員を処罰することになる、⑥法人については自然人たる行為者本人を処罰すれば足りるばかりでなく、法人の代表者が違反行為を行つた場合に法人をも処罰するとすれば、一つの行為を二重に処罰することになるなどを根拠として古くから提唱されてきたものであり、我が国では長い間通説的な地位を占めてきた。

しかし、否定論は、近年急速に支持者を失っているといつてよい。その基礎とする道義的責任論を支持する立場も肯定論を取るのが一般的になつてきており、現在否定論を明言する学者としては、福田 平教授、莊子邦雄博士、団藤重光博士だけである。以下、それぞれの立法論を検討することとした。

二 福田教授の立法的提案

昭和五〇年代以降における犯罪能力否定論を代表する学者としては、福田 平教授を掲げることができる。福田教授は、両罰規定における法人の犯罪能力も当然否定されるべきであるが、行政刑法においては倫理的因素が弱く合目的的因素が強いところから、法人が行政法上の権利義務の帰属主体とされている領域については、機関である自然人のなした行政法違反という社会的に非難されるべき行為につき、一般予防の見地からその責任を法人に帰属させることは許されるとするのである。要するに、福田教授は、行為と行為の帰属を明確に区別し、法人には犯罪能力はないが、犯罪予防の見地から、責任の帰属主体としての能力ないし受刑能力は法人に認めるべきだとされるのである(^{平・福田}行政刑法「新版」一〇二頁「昭五三」)。
同・全訂刑法総論七四頁「昭五九」)。

以上のことを理論的基礎に立脚して、福田教授は、法人犯罪の防止につき三つの立法的提案を試みておられる。第一に、法人活動に関連して惹起される違法行為が刑法犯にも及んでいる事態を無視することはできないとされ、両罰規定を固有の刑法の領域にまで拡大することを提案される。第二に、両罰規定の存在を度外視して考えるとき、最も有効な手段は代表者等の法人の機関である自然人を処罰することであるから、現行の両罰規定のように法人の機関を処罰しないで法人自身を処罰するよりは、むしろ法人の機関である自然人に対し、従業者の法人の事業に関する違法行為についての監督不行届責任を追及することが提案される。第三に、法人は機関の行為による法律的効果の帰属主体であるから、法人自体に対する制裁としてドイツの秩序違反法の認める過料のような行政罰を創設することが提案される（（福田・前掲行政））。

三 荘子博士・団藤博士の場合

莊子博士は自然人のみが犯罪行為能力を有すると解する否定論を採られるのであるが、法人処罰規定は刑法八条にいう特別規定に当たり、同条によつて法人は行為の主体であるとともに責任の主体になつていると提倡されているところから（（莊子・新版刑法総論九二一頁〔昭五〕、同・旧版一九九頁〔昭四四〕））、福田教授の説と若干のニュアンスの違いを思わせるのであるが、法人が機関たる自然人の犯罪をそれに代わつて負担すると解する点で福田教授の見解との径庭は認められない。そして、莊子博士は、法人犯罪に関する立法的提案はこれまでのところ全く試みておらない。

団藤博士も、「刑法の本質——ことにその倫理的性格——および現行刑法の刑罰体系から考えて、行為主体は当然

に自然人に限られ、法人その他の団体はこれに含まれないものと解するのが当然である」（團藤・刑法綱要總論「第」〔三版〕一二六頁〔平二〕）と述べられて、否定論の立場を明確にされてきたのであるが、従来、立法的な提言は余り試みられてこなかった。しかし、最近、法人に対する制裁は行政的なものとして考へるべきであるとする注目すべき見解を述べられている。すなわち、企業に対する制裁は、個々の自然人を対象とする刑罰とは意味合いを異にし、行政罰的なもの、行政的制裁として考えていくべきだとされたうえで、「社会統制の手段としてもっとも有効な、もっとも効率的なものを考へるべきであります。企業に対しては非常に効果的に企業を反省させるような、すなわち企業に――たとえば相当期間の営業停止といったような――十分な打撃を与えると同時に、できれば更生の途を与えるような、そういう手段を考えなければならない」（團藤「刑法と主体性理論〔下〕」〔ヨリスト九七五号八二頁〔平二〕〕）とされ、従来の刑罰を企業にまで広げ、法人に刑事責任を認める刑事责任の拡散を主張する見解は、人権の見地からも、有効な社会統制の見地からも妥当ではないとされるのである。

四 若干の考察

犯罪能力否定論の立場からの立法論は以上のとおりであり、いずれも具体的な提案とは程遠いといつてよいが、以下、立法論の問題点に限つて若干の検討を加えてみたい。

犯罪能力否定論に立脚した場合、法人に制裁を科しその活動を規制する方策は、元來、刑法ないし刑事司法の任務ではないという帰結に到達するはずである。したがつて、法人の有害な社会的活動は、刑法以外の民事上ないし行政上の規制に委ねるべきであると主張するのが本筋であろう。ドイツの秩序違反法は、まさにこのような考え方立脚

して、法人の活動については、過料ないし制裁金という行政罰の制度によって規制しようとするものである。そして、團藤博士の考え方は、端的にこのドイツの考え方を採用しようとするものである。

過料ないし制裁金制度は、①法人の犯罪能力ないし責任能力を否定する見解にたっても法人処罰を合理化できる、②自然犯に関しても法人に制裁を課しうる、③従業者の行為と法人処罰とをリンクさせる必要がなく、法人に独自の重い罰金を科すことができる、④刑法における責任主義の桎梏から解放されるなど、多くのメリットがあるとされるのであるが、これらは、法人処罰を刑法の任務から解放することによって生ずる当然の結果にほかならない。それゆえ、犯罪能力否定論者は、法人処罰は刑法及び刑事司法の任務ではないということのみを主張すべきであり、その立法論としては、現行の両罰規定の廃止をこそ最も重要な課題とするものでなければならないはずである。それにもかかわらず、刑法の観点から行政罰としての過料ないし制裁金の制度を是認するとすれば、それは罰金の名称の言い換えにすぎないと評すべきである。

もつとも、犯罪能力否定論が依然として主張されている我が国の現状にかんがみれば、この立場からも受け入れられ、かつ、刑事政策上も有効な行政罰を考えることも十分意味を持ちうる。しかし、そもそも犯罪能力否定論は、刑罰は道義的責任を基礎としなければならないという前提に立つものである。しかるに、犯罪能力否定論は「法人には行政罰を」と主張することによつて、実質的に罰金と異なる行政罰を課する場合には道義的責任を基礎としなくてもよいとするのであるから、これは明らかに矛盾である（西田・前掲二七九頁）。また、過料ないし行政罰といつても、実質的には刑罰と異なるものでなく、これを刑罰でないと強弁することはレッテル詐欺に等しい。さらに、過料も責任非難

を前提とするものであるから、法人の犯罪能力ないし責任能力を当然の前提とするものであるといった既述の批判が妥当するであろう。それゆえ、行政罰によつて法人の規制が可能であるとするのであれば、端的に法人の犯罪能力を認め、法人にも刑罰としての罰金を科しうるとすべきであろう。

ちなみに、福田教授の立法的提案は、更に若干の検討を要する。既述のごとく、福田教授は、法人の社会的活動を規制する必要性を認められたうえで、①固有の刑法の領域においても法人処罰を認めるべきこと、②法人犯罪を抑止するためには法人機関である自然人の監督不行届責任を追求することが最も有効であること、③法人に対する制裁も必要であるから過料も認めるべきこと、以上の三点を提案されているのである。これらの提案は、一方で法人処罰を刑法犯にまで拡大すべきであるとしつつ、他方で法人に対する制裁は過料にすべきであるとするなど、それぞれの相互関係が明快でない部分があるが、おそらく、①は、現行法上の両罰規定を維持することを前提にしたものであるのに対し、②及び③は、両罰規定の廃止を前提とする提案であろうと思われる。そして、刑法上は法人における従業者の行為責任及び機関の監督責任の二本立てとし、これとは別に行政罰としての過料を課すべきであるとする趣旨であろう。

福田教授は、法人処罰が認められるのは、行政犯としての刑罰は倫理的因素が弱く一般予防的因素の強いものとして理解することができるからであるとする前提に立たれるのであるが（同・前掲行政一、二頁）、そうすると、第一に、法人処罰が可能であるとしても、それは行政犯に限られるということになるはずであるから、「行政罰則につき法人処罰をみとめてきたわが現行制度」（前掲書二〇六頁）を前提としても、元来倫理的因素の強い固有の刑法犯について法人処罰を認める

ことは、許されないとすべきであるように思われる。それゆえ、①の提案は妥当でない。第二に、法人犯罪の防止について最も有効なのは、従業者に対する機関の監督不行届責任を追求することであるとされるのであるが、この監督不行届責任の内容特に監督過失との違いが問題になるとともに、法人自体に課される過料の政策的意味が問われるところになるであろう。ドイツの秩序違反法は、まさに機関たる自然人の故意または過失行為について代位責任を認めて法人に対する実質上の刑事制裁を科そうとするものであるが（秩序違反法三〇条一項、二項、同一三〇条）、これとの関連も踏まえたうえでの提案が求められるであろう。それゆえ、②③の提案も妥当でないように思われる。かくして、福田教授の立法論は、犯罪能力否定論を是認したとしても到底支持できないのである。

以上を要するに、犯罪能力否定論の立法的提案は抽象的なものにとどまっており、現時点では考慮に値しないばかりではなく、理論的にも妥当でないようと思われる。

三 犯罪能力肯定論の立法的提案

一 概 観

(1) 藤木博士と板倉教授 法人处罚の立法的提案は、当然のことながら犯罪能力肯定論を背景としてなされてきたが、法人处罚の在り方についての本格的な論議を促したのは、藤木博士（法人独立行為責任論）及び板倉教授（企業組織体責任論）である。

藤木博士は、産業公害事件を契機として、たとえば、公害取締法規に違反して基準違反の有害物を排出したような

場合、明らかに法人の企業活動 자체に落度があると考えられるときでも、現場の実務担当者が頻繁に交代して実行行為が特定できなかつたり、行為者相互に信頼の原則が適用される場合には、結局業務主たる法人も処罰できないという不都合が生ずる事態に着目し、法人自身の犯罪という観念を提唱された。すなわち、藤木博士は、確かに法人は肉体も意思も有しないから、肉体的拳動を必要とする作為犯については法人の犯罪を考えにくが、過失犯や不作為犯のように義務違反を本質とする犯罪については、客観的義務違反の事実が存在する以上法人の義務違反行為を觀念することはできると主張されたのである。そして、この考え方は両罰規定について実行者を特定できなくとも法人を处罚することができるという解釈論にも結びつきうるが(藤木「法人に刑事责任がありうるか」季刊現代経済一四号一六二頁、行政刑法四五頁〔昭五〕)、藤木博士は、これまでの実務慣行にもとる点を考慮されて、法人自身の処罰を立法化すべきであるとされたのである。しかし、結局、藤木博士は具体的な立法の提案はされなかつた。

板倉教授は、企業組織体責任論にたつて、客観的業務関連性を有するかぎり、代表者から末端の従業者に至るすべての行為者の行為を全一的に捉えて、法人の行為として評価すべきであるとされるのである。板倉説の特色は、藤木説が法人における客観的な義務違反性を問題としたのに対し、法人組織における自然人の行為の側から捉え、実務担当者の行為が客観的業務関連性を有するかぎり、それを法人の行為とすべきであるとする点にあるが、企業組織活動自体に落度が認められるかぎり、実務担当者の行為を特定しなくても法人の行為を觀念できるとする点で、兩者に大きな径庭はないとみてよい。そして、板倉教授は、両罰規定の解釈及び企業活動に伴う事故についての上級幹部の刑事責任追及のための解釈論としてこの理論を用いるのであるが、同時に、法人処罰の立法論のバックボーンとすべき

であるとされるのである。すなわち、その立法的提案として、「企業じたいを犯罪主体として、各本条で『……した者（法人を含む）……』といったような立法措置を取るとともに、企業組織体に対する刑事責任追及の基準や要件は個人行為者に対するそれと同一であるべきではないから、刑法総則での旨を明らかにする規定を設けるべきである」（板倉・企業犯罪の理論と現実四二頁〔昭五〇〕。なお、同）と提案されたのである。

藤木・板倉説は、両罰規定を越えて法人独自の处罚の必要性を明らかにしたものとして一定の評価を受けたが、解釈論としてでばかりでなく立法論としても疑問があるとするのが学界における多数説になつてゐるといえよう（三井誠一「二号一五三頁〔昭五四〕、西田・前掲二七八頁）。その理由は、この説によると、末端の従業者の行為であつても業務関連性さえ認められれば法人の行為としてよいとすると、①法人に結果責任を認めるに等しい、②法人の行為として認めうる範囲が無限定になるという点に集約されている。

法人に犯罪能力を認めその行為を独自に非難するためには、業務に関連して行われた行為がまさに法人の行為として行われたという実態を備えていることを要するから、単に義務違反の事実が客観的に存在したという事実のみで法人に刑事責任を負担せしめることは、刑罰の倫理的側面を無視する結果となるのみならず、その目指す犯罪抑止力の点でも問題が残るであろう。この説による立法論は、支持されるべきではないと思われる。ちなみに、組織体の範囲が無限定であるから、この理論は、市民団体や労働組合等に対する不当な刑罰権の行使を正当化する可能性があり妥当ないとする批判もあつたが（真鍋毅・現代刑事責任論）、これは法人犯罪の実態を不当に無視し、企業犯罪の真の原因者は資本家にあるとする教条的な犯罪觀に基づくものとして、適切な批判とは思われない。

(2) その後の展開 昭和五〇年代の法人処罰の在り方に関する立法論は、当然のことながら、法人組織における従業者のうち、いかなる者のどのような行為を法人の行為として処罰の対象にすべきかに焦点が絞られた。そして、法人処罰のあり方について本格的な提案を試みたのは、飯田英男検事の「法人処罰に関する立法上の問題点」^{(1) (ジユリ七二号八一)}である。この論文は、おそらく、法務省刑事局に設けられた検討小委員会の「法人処罰のあり方についての第二次検討結果」を基礎とするものと思われるが、ここでは、後述するように法人処罰に関する立法上の問題点が総合的に検討されたうえで、法人行為責任論が展開されている。飯田論文は、昭和五三年六月に日本刑法学会東京部会の研究会において発表された報告を基礎としたものであるが、さらに、日本刑法学会第五四回大会（昭和五三年九月一五日開催）の共同研究として「法人の刑事责任」が取り上げられ、ここで藤永検事は、飯田検事の提言とほぼ同旨の立法論を展開されたのである。同大会では、三井誠教授が板倉案を批判的に検討しつつ、「たしかに行為責任とのリンクをはずすために法人の独立処罰を考慮してみる必要性は否定できないが、仮に設けるとしても当面それはごく限られた領域についてであろう。慎重な立法論は不可欠であるが、しばらくは、発想の転換を意図するよりも運用の適正化を図ることが先決であろう」^{(2) (三井・前掲五四頁)}とされた。その論旨は必ずしも明らかでないが、犯罪能力肯定論に立ちつつ、立法化について消極的な姿勢を示したものであろう。第五四大会における論議の趨勢は明確につかみ難かったが、その後、法人独立処罰の立法化を主張する見解は次第に有力となりつつあるといつてよいであろう。

たとえば、大塚 仁教授は、それまで必ずしも好意的でなかつた法人の犯罪能力についてこれを積極的に肯定するとともに、行政刑法に限定してではあるが、両罰規定とは別個の法人独自の処罰を図るべきであると主張されるに至

つてゐる（塙・刑法概説（総論）〔改訂版〕二二八頁〔昭五四〕〔大塙、大〕）。一方、法人処罰の立法論を学者として正面から本格的に論じたのは、西田典之教授である（同・前掲）。同教授は、犯罪能力否定論が成り立ちえないゆえんを解きつつ、法人の行為責任を問うる範囲で、すなわち法人の中核機関及び「中核機関の指示、命令、容認」の下で行われた従業者の行為に限定し、これらを法人の行為として処罰すべきであるとされ、法人行為責任論に立脚して具体的な提索を試みられたのである。

この間にあつて、立法化に慎重な態度を示す見解もみられた。中森喜彦教授は、立法化については法人行為責任論が妥当である旨を解かれつつ、法人処罰は法人犯罪の抑止に有効・適切かという疑問を踏まえ、「法人の刑事責任の問題は、すでに多様な形で存在する行政的規制をも考慮に入れて、幅広い視角から検討されなければならない」とされたのである。確かに、法人処罰の立法化の問題は、法人の活動を現在よりも広範に、かつ重く処罰することにその本質がある以上、それが犯罪の抑止にとって有効か否かという問題を避けて通ることはできないから、法人処罰の有効性の問題は、立法化に当たって十分な論議を要するところであるが、しかし、現在の両罰規定で法人処罰を賄うことの不合理については、ほぼ共通した認識に達していると思われるのであり、また、中森教授の見解も法人行為の処罰を不当とするものではないようと思われる。

日本刑法学会第五四回大会以後、右に述べたような学界の対応が見られたのであるが、この間にあつて、宇津呂英雄検事（その後退職）は、昭和五九年に実務の立場から本格的な論文を執筆され、新たな立法上の提案を試みられた（同「法人処罰のあり方」石原他編・現代刑法大系1一八一頁〔昭五九〕）。これは、おそらく法務省刑事局の第二次検討結果以降に浮かび上がった問題点の検

討を踏まえて執筆された論文であると想像されるが、この論文において立法上考慮すべき問題点が余すところなく取り上げられるとともに、法人の行為責任と監督責任を分けて法人の責任を追及すべきであるとする「二分説」の立場から立法論が展開されている。

宇津呂論文に対する学界の反応は必ずしも顕著ではなかつたが、その後の学界の動向を見ると、徐々にではあるが法人処罰の立法化に賛成する空気が広がりつつあるようと思われる。すなわち、①法人独立行為責任論なし企業組織体責任論を踏襲しようとする見解（内田文昭・改訂刑法I一〇一頁〔昭六一〕、沼野輝彦「法両罰規定の解釈」日本法学五五卷、一号八七頁〔平元〕、なお、板倉「法人処罰の法理と立論」研修四三九号一九頁〔昭六〇〕）、②法人行為責任論の立場から立法化に賛成する見解（伊東研祐「法人の刑事責任」理論的展開総論II一三七頁〔平二〕）、③従業者、法人のほかに法人の代表者等も処罰すべきであるとする「三罰説」に賛成する見解（川端博「刑法総論二五講一三頁〔平二〕、芝原他・刑法」、田中利幸「法人犯」）が主張された。この他に、④立法的な対応の必要性を説く見解（野村稔「刑法総論一九二頁〔平二〕、森下忠・刑事政策各論六四頁〔平一〕、なお、垣口克彦「法人処罰の現状と課題」阪南論集二二卷三号一六頁〔昭六二〕）もみられたところである。

二 総 括

犯罪能力肯定論から提案された立法論の概観は以上のとおりであるが、その結果次のように整理することが許されよう。第一に、犯罪能力肯定論に立ちつつ新たな立法化に必ずしも積極的でない立場があるというものの、大勢としては立法化に賛成する立場が有力になつていていることができる。第二に、法人処罰立法論は、①法人独立行為責任論、②企業組織体責任論、③法人行為責任論、④行為責任・監督責任二分説、⑤三罰説などに分類することが可能

であるが、学説上は③説が有力であるというものの、いずれの説も支持者を得ていていることである。それゆえ、立法に当たってはこの点を十分に考慮する必要がある。第三に、しかし、法務省関係者の提言を除けば、学界における立法論は十分に熟したものとはい難く、立法問題が現実のものとなるにつれて学界の動向は大きく変わりうることが予想されるということである。それゆえ、立法化の必要性という現在の学界の共通の理解を出発点として、学界の十分な論議を促し、その論議を踏まえて適正な立案を試みれば、現行の両罰規定を改めて法人自体を処罰の対象にする立法は、学界において受け入れられるものと判断される。

(つづく)